

今秋
から

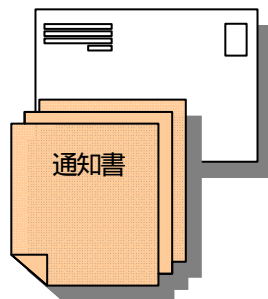
裁判员候補者の方への

お知らせが始まります

裁判员制度実施に向け、今年（平成20年）の秋には、いよいよ「裁判员候補者名簿」の作成が始まります。

12月頃までには、この裁判员候補者名簿に記載された方に対して、この名簿に記載されたことをお知らせする通知が行われます。この通知とともに、裁判员裁判に参加されるにあたってのみなさんのご事情をおたずねする「調査票」が送付されますので、記入の上、ご返送をお願いします。

なお、この通知で財産に関するおたずねをすることはありません。書面の内容に不審な点がある場合などには、お近くの裁判所におたずねください。



平成20年秋頃

名簿の作成

各地方裁判所ごとに、管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づき、翌年の裁判员候補者名簿を作成します。



平成20年12月頃まで

候補者への通知・調査票の送付

裁判员候補者名簿に記載されたことを通知します。また、裁判员になれないご事情などがあるかどうかをおたずねする「調査票」を送付します。調査票に必要事項を記入して返送していただき、明らかに裁判员になることができない方や、1年を通して辞退が認められる方は、裁判所に呼ばれることはありません。



平成21年（制度実施後）

選任手続期日のお知らせ

事件ごとに裁判员候補者名簿の中から、くじにより裁判员候補者を選び、原則、裁判の6週間前には、みなさんに裁判所にお越しいただく選任手続期日のお知らせを送付します。くじで選ばれる人は、事件ごとに異なりますが、通常、1件あたり50人から100人程度になる予定です。

裁判员制度 一口メモ ~参加していただくにあたって~



裁判员は何日間くらい裁判に参加するのですか？

実際に裁判员として裁判所に来ていただく日数は、それぞれの事件の内容により異なりますが、約7割の事件は3日間以内で終わると見込まれています。裁判员裁判では、法廷での審理を始める前に、裁判官、検察官、弁護人の三者でポイントを絞ったスピーディーな裁判が行われるように、事件の争点や証拠を整理し、審理計画を明確にするための手続（公判前整理手続）を行います。

裁判员裁判は、一日何時間くらいかかりますか？

1日にどのくらいの時間、裁判を行うかについては、事件の内容や裁判员の方の負担なども考慮して、その都度決めていくこととなりますが、昼食時間や休憩等を除き、通常は1日5時間～6時間程度と考えられます。

裁判员は自宅に帰ってもよいのですか？

帰ることができます。諸外国で行われている陪審員制度などでは、裁判が終わるまで自宅に帰ることを許さないという例もあるようですが、裁判员制度ではそのようなことはありません。